

〔関係法令（有害業務に係るもの）〕

問 1 ある製造業の事業場の労働者数、有害業務及び衛生管理者の選任の状況は、次の①～③のとおりである。

この事業場の衛生管理者の選任についての法令違反の状況に関する(1)～(5)の記述のうち、正しいものはどれか。

ただし、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

① 労働者数の状況

常時使用する労働者数は300人である。

② 有害業務の状況

製造工程において著しく暑熱な場所における業務に常時40人従事しているが、他に有害業務はない。

③ 衛生管理者の選任の状況

選任している衛生管理者数は2人である。

このうち1人は、この事業場に専属でない労働衛生コンサルタントで、衛生工学衛生管理者免許を有していない。

他の1人は、この事業場に専属で、衛生管理者としての業務以外の業務を兼任しており、また、第一種衛生管理者免許を有しているが、衛生工学衛生管理者免許を有していない。

(1) 選任している衛生管理者数が少ないことが違反である。

(2) 衛生管理者として選任している労働衛生コンサルタントがこの事業場に専属でないことが違反である。

(3) 衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任した衛生管理者が1人もいないことが違反である。

(4) 専任の衛生管理者が1人もいないことが違反である。

○ (5) 本問における衛生管理者の選任の状況については、違反はない。

### 【問題解説】

(1) 衛生管理者数は、300人の事業場なので2人選任している。違反なし P27 則7条1項4号

(2) 衛生コンサルタントは、非専属でもよい。違反なし P28 則7条1項2号

(3) 500人を超える事業場で暑熱な場所に30人以上従事している場合は、衛生工学衛生管理者の専任が必要になるが、300人の事業場なので選任の必要が無い。違反なし P28 則7条1項6号

(4) 衛生管理者の専任要件は、常時1,000人を超える事業場もしくは常時500人を超える事業場で、有害業務（次項に示す表参照）に30人以上従事させるもの。違反なし P28 則7条1項5号

(5) 上記 (1) から (4) まで違反はないので。正しい

労働者数	衛生管理者数	下記業務に <b>30人以上</b> が従事する事業場		一般 (通常) の事業場
		2.寒冷 (手) 6.振動 (指) 7. 重量物 (腰) 8.騒音 (耳) (標的部位が目に見える)	1.暑熱 (脳) 3.放射線 (血液) 4.粉じん (肺) 5.異常気圧 (血液) 9.ガス (脳) (標的部位が目に見えない)	
50~200	1人以上	兼務 OK (非専任)	兼務 OK (非専任)	兼務 OK (非専任)
201~500	2人以上	兼務 OK (非専任)	兼務 OK (非専任)	兼務 OK (非専任)
501~1000	3人以上	●少なくとも <b>1人は専任</b>	●少なくとも <b>1人は専任</b>	兼務 OK (非専任)
1001~2000	4人以上		●少なくとも <b>1人は衛生工学衛生管理者免許保有者</b>	●少なくとも <b>1人は専任</b>
2001~3000	5人以上			
3001~	6人以上			

問 2 次の作業を行うとき、法令上、作業主任者の選任が義務付けられているものはどれか。

- (1) ドライアイスを使用して冷蔵を行っている冷蔵庫の内部における作業
- (2) 屋内で粉状のアルミニウムを袋詰めする作業 酸欠
- (3) レーザー光線による金属加工の作業 粉じん
- (4) 試験研究業務として塩素を取り扱う作業
- (5) 潜水器を用いボンベからの給気を受けて行う潜水作業

【問題解説】

P37 令6条参照

作業主任者

テキストP37・45

過去問P39

選任が <b>必要</b> な作業	選任が <b>不要</b> な作業
○高圧室内作業 (免)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●試験研究のための特定化学物質、有機溶剤等取り扱い</li> <li>●レーザー光線業務</li> <li>●騒音作業</li> <li>●潜水業務</li> <li>●はんだづけ作業</li> <li>●溶融した鉛を用いた金属の焼き入れ作業 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px 5px;">急激に水で冷やす</span></li> <li>●粉じん作業</li> </ul> <p style="text-align: right;">テキストP203(ヲ)</p>
○エックス線作業 (免)	
○ガンマ線透過写真 (免)	
○有機溶剤業務 (技)	
○特定化学物質等業務 (技)	
○第1種・2種酸素欠乏危険作業 (技)	
○鉛業務 (技) <span style="color: magenta;">→</span>	
○石綿作業 (技)	
○アーク溶接作業 (技)	
○ホッパー	



- 問 3 石綿障害予防規則に基づく措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- (1) 石綿等を取り扱う屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、空気中の石綿の濃度を測定するとともに、測定結果等を記録し、これを40年間保存しなければならない。
  - (2) 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設けられた局所排気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行うとともに、検査の結果等を記録し、これを3年間保存しなければならない。
  - (3) 石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、特別の項目について医師による健康診断を行い、その結果に基づき、石綿健康診断個人票を作成し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。
  - (4) 石綿等の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において、常時石綿等を取り扱う作業に従事する労働者については、1か月を超えない期間ごとに、作業の概要、従事した期間等を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。
- (5) 石綿等を常時取り扱う作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎週1回以上、掃除を行わなければならない。

### 【問題解説】

- (1) P324 石綿則36条。正しい
- (2) P322 石綿則21条、23条、26条。正しい
- (3) P325 石綿則40条、41条。正しい
- (4) P323 石綿則28条、35条の2。正しい
- (5) P323 石綿則28条、35条の2。毎日一回以上掃除を行わなければならないので誤り

問 4 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) 放射線測定器
- (2) 潜水器
- (3) アンモニア用防毒マスク
- (4)ろ過材及び面体を有する防じんマスク
- (5) 排気量40cm<sup>3</sup>以上の内燃機関を内蔵するチェーンソー

**【問題解説】**

P76 法42条参照

大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、設置してはならない機械等

該当するもの	該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防塵マスク </li> <li>●防毒マスク (ハロゲンガス、アンモニア、亜硫酸ガス・一酸化炭素、有機ガス) </li> <li>●電動ファン付呼吸用保護具 </li> <li>●絶縁用保護具(条件あり)</li> <li>●保護帽(条件あり)</li> </ul> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">ハロー！ ああい湯だな♨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●送気マスク <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">間違いやすい</span></li> <li>●空気呼吸器</li> <li>●酸性ガス用防毒マスク(硫化水素、二酸化炭素を含んだガス)「防毒マスクの規格」に、硫化水素用防毒マスクの規格が無い</li> <li>●防音保護具(耳栓等) </li> <li>●化学防護服 </li> <li>●防振手袋</li> <li>●放射線測定器 </li> <li>●放射線装置室</li> <li>●電動モーターを動力源とするチェーンソー <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">間違いやすい</span></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●再圧室 </li> <li>●潜水器 </li> <li>●特定エックス線装置</li> <li>●ガンマ線照射装置</li> <li>●チェーンソー(排気量40cm<sup>3</sup>以上の内燃機関) </li> </ul>	

問 5 有機溶剤中毒予防規則に定める有機溶剤業務に該当しないものは次のうちどれか。

- (1) 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- (2) 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- (3) 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- (4) 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- (5) 有機溶剤含有物で塗装した建築物又は工作物の解体若しくは破砕の業務

**【問題解説】**

P189 有機則1条⑥参照

問 6 次の免許のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

- (1) エックス線作業主任者免許
- (2) ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
- (3) 高圧室内作業主任者免許
- (4) 特定化学物質作業主任者免許
- (5) 潜水士免許

【問題解説】

P46 別表第1 (P45 則16条、則17条関係) 参照

作業主任者の選任で、免許を有する資格者から選任する業務は、高圧室内作業、エックス線作業、ガンマ線透過写真撮影作業である。

※潜水業務は、作業主任者の選任規定はないが、潜水士においては免許が必要である。

•労働安全衛生法に基づく免許には、以下の種類があります。

- クレーン・デリック運転士免許
- 移動式クレーン運転士免許
- 揚貨装置運転士免許
- 高圧室内作業主任者免許
- 発破技士免許
- ガス溶接作業主任者免許
- ボイラー整備士免許
- 衛生工学衛生管理者免許
- 第一種衛生管理者免許
- 第二種衛生管理者免許
- 林業架線作業主任者免許
- エックス線作業主任者免許
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
- 潜水士免許
- 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
- 特級ボイラー技士免許
- 一級ボイラー技士免許
- 二級ボイラー技士免許
- 特別ボイラー溶接士免許
- 普通ボイラー溶接士免許

- 問 7 酸素欠乏症等防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- (1) 酸素欠乏とは、空気中の酸素の濃度が18%未満である状態をいう。
  - (2) 第二種酸素欠乏危険作業を行う作業場については、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定しなければならない。
  - (3) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。
  - (4) 汚水を入れたことのあるポンプを修理する場合で、これを分解する作業に労働者を従事させるときは、硫化水素中毒の防止について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、作業を指揮させなければならない。
- (5) パルプ液を入れたことのある槽の内部における作業については、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。

#### 【問題解説】

- (1) P290 酸欠則2条により、正しい。
- (2) P293 酸欠則3条により、正しい。
- (3) P294 酸欠則8条により、正しい。
- (4) P298 酸欠則25条の2により、正しい。
- (5) P294 酸欠則11条により、誤り。

- ・ パルプ液を入れたことのある槽の内部作業は、第2種酸素欠乏危険作業に当たるので「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」を修了した者のうちから選任しなければならない。

問 8 次の有害業務に従事した者のうち、離職の際に又は離職の後に、法令に基づく健康管理手帳の交付対象とならないものはどれか。

- (1) ジアニシジンを取り扱う業務に3か月以上従事した者
- (2) ベータ-ナフチルアミンを取り扱う業務に3か月以上従事した者
- (3) ベンジジンを取り扱う業務に3か月以上従事した者
- (4) 水銀を取り扱う業務に5年以上従事した者
- (5) 粉じん作業に従事した者で、じん肺管理区分が管理二又は管理三のもの

**【問題解説】**

P124 令第23条 ・ P125 則第53条参照。

問 9 粉じん障害防止規則に基づく措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

- (1) 屋内の特定粉じん発生源については、発生源の区分に応じて、密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置若しくは湿潤な状態に保つための設備の設置又はこれらと同等以上の措置を講じなければならない。
- (2) 特定粉じん発生源に係る局所排気装置に、法令に基づき設ける除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、サイクロンによる除じん方式のものでなければならない。
- (3) 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- (4) 常時特定粉じん作業を行う屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、空気中の粉じんの濃度の測定を行い、その測定結果等を記録して、これを7年間保存しなければならない。
- (5) 土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業を常時行う屋内作業場について、法令に基づき空気中の粉じんの濃度の測定を行うときは、当該土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかでない場合を除き、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。

#### 【問題解説】

(1) P301 粉じん則4条、7条、9条により、正しい。

(2) P305 粉じん則13条により、誤り。

・ろ過除じん方式又は、電気除じん方式が正しい

(3) P303 粉じん則5条、7条により、正しい。

(4) P307 粉じん則25条、26条により、正しい。

(5) P307 粉じん則25条、26条により、正しい。



〔関係法令（有害業務に係るもの以外のもの）〕

問2 1 衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長は、衛生管理者である委員のうちから、事業者が指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長を除く全委員については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (3) 衛生管理者として選任しているが事業場に専属でない労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することはできない。
- (4) 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにし、議事で重要なものに係る記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

#### 【問題解説】

- (1) P52 法17条③により、**誤り**。議長は総括安全衛生管理者又はそれ以外のもので、事業を統括するもの若しくは準ずる者が正しい。
- (2) P52 法17条④により、**誤り**。議長を除く委員の**半数**についてが正しい
- (3) そのような規定はないので、**誤り**。
- (4) P53 法18条③により、**正しい**。
- (5) P54 則23条④により、**誤り**。 3年間保存が正しい。

問 2 2 常時使用する労働者数が100人の事業場で、法令上、総括安全衛生管理者の選任が義務付けられている業種は、次のうちどれか。

- (1) 製造業
- (2) 熱供給業
- (3) 水道業
- (4) 医療業
- (5) 清掃業

**【問題解説】**

P25 令第2条により、林業、鉱業、建設業、運送業、**清掃業**の5業種が、労働者数100人以上の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

問23 労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者に対して、法令により実施することが義務付けられている医師による面接指導に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

ただし、労働者の中に、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者、高度プロフェッショナル制度の対象者及び医師はいないものとする。

- (1) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。
- (2) 事業者は、面接指導を実施するため、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握し、その記録を作成して3年間保存するための必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、労働時間の状況等が一定の要件に該当する労働者から申出があったときは、3か月以内に、面接指導を行わなければならない。
- (4) 面接指導を行う医師として事業者が指定することのできる医師は、当該事業場の産業医に限られる。
- (5) 事業者は、面接指導の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、原則として、面接指導が行われた日から3か月以内に、医師の意見を聴かなければならない。

#### 【問題解説】

- (1) P118 則52条の2により、**誤り**。1月当たり80時間を超えが正しい。
- (2) P119 則52条の7の3により、**正しい**。
- (3) P118 則52条の3により、**誤り**。申し出があった時は、**遅滞なく**面接指導を行うが正しい。
- (4) P110 法66条の8第1項により、**誤り**。産業医でなければならないという規定はない。
- (5) P119 則52条の7により、**誤り**。 **遅滞なく**行うが正しい。

問24 労働安全衛生法に基づく労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果等に応じて実施される医師による面接指導に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、6か月以内ごとに1回、定期的に、ストレスチェックを行わなければならない。
- (2) ストレスチェックを行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した労働衛生コンサルタントは、ストレスチェックの実施者となることができる。
- (3) 事業者は、ストレスチェックの結果が、衛生管理者及びストレスチェックを受けた労働者に通知されるようにしなければならない。
- (4) ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、ストレスチェックの実施の事務に従事してはならない。
- (5) 事業者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い労働者全員に対し、医師による面接指導を行わなければならない。

#### 【問題解説】

- (1) P121 則52条の9により、**誤り**。年一回が正しい。
- (2) P121 則52条の10により、**誤り**。
- (3) P122 則52条の12により、**誤り**。
- (4) P122 則52条の10②により、**正しい**。
- (5) P122 則52条の15・則52条の16により、**誤り**。 検査の結果、心心理的な負担の程度が高い者であって、受ける必要があると医師等が認めた者。本人の申し出があった時は遅滞なく面接指導を行わなければならない。

問25 事業場の建築物、施設等に関する措置について、労働安全衛生規則の衛生基準に違反していないものは次のうちどれか。

- (1) 日常行う清掃のほか、大掃除を、1年に1回、定期的に、統一的に行っている。
  - (2) 男性25人、女性25人の労働者を常時使用している事業場で、労働者が<sup>が</sup>臥床することのできる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けていない。
  - (3) 60人の労働者を常時就業させている屋内作業場の気積が、設備の占める容積及び床面から4mを超える高さにある空間を除き、 $500\text{m}^3$ となっている。
  - (4) 事業場に附属する食堂の床面積を、食事の際の1人について、 $0.8\text{m}^2$ としている。
- (5) 労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、精密な作業については500ルクス、粗な作業については100ルクスとしている。

#### 【問題解説】

- (1) P181 則619条により、**誤り**。6か月以内ごとに1回、定期的に統一的に行うが正しい。
- (2) P181 則618条により、**誤り**。常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する事業場は、男女区別して設けなければならない。
- (3) P178 則600条により、**誤り**。一人について $10\text{m}^3$ 以上としなければならないので、設問によれば $600\text{m}^3$ 必要になる。 $500\text{m}^3$ は**誤り**。
- (4) P184 則630条②により、**誤り**。一人について $1\text{m}^2$ 以上が正しい。
- (5) P178 則604条により、**正しい**。